

④ 資源・不燃ごみ

【月1回(指定日)】資源・不燃ごみ集積所へ

●可能な限り分解、分別して排出してください。

地区 (町内会表記等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
瀬戸谷全地区	A-1 ~ A-7	28	28	30	28	27	30	29	30	28	31	28	30
稲葉全地区・瀬古	B-1 ~ B-5 / G-57 ~ G-61	2	7	1	2	3	3	4	4	6	4	3	3
葉梨地区(時ヶ谷除く)	C-1 ~ C-15	14	18	15	14	17	14	15	16	14	18	15	15
時ヶ谷・五十海・白子・下伝馬・左車	C-16 ~ C-19 / F-21 ~ F-23 / F-32 ~ F-33	20	20	16	16	19	16	20	18	16	20	18	25
広幡地区(上当間・下当間除く)	D-1 ~ D-3 / D-6 ~ D-8	5	10	2	5	5	8	6	2	2	6	9	4
上当間・下当間	D-4 ~ D-5	5	10	8	5	5	8	11	2	2	6	9	7
平島	E-10 ~ E-13	8	13	8	9	12	9	11	8	9	14	8	7
稲川・益津下・益津・岡出山	E-2 ~ E-3 / F-15 ~ F-18	22	25	22	20	25	24	21	15	17	21	14	16
長楽寺2・大手・郡・田中	E-1 / E-4 ~ E-9	8	13	10	9	12	9	12	8	9	14	8	11
市部・藤岡	F-24 ~ F-31	1	6	3	1	2	2	1	1	3	7	1	2
原・木町	F-1 ~ F-11	19	19	14	13	11	10	14	10	8	12	17	18
栄・小坂・上伝馬	F-12 ~ F-14	16	19	18	19	20	22	25	24	22	26	17	22
千歳・長楽寺1	F-19 ~ F-20	16	20	18	19	20	22	25	24	22	26	18	22
駿河台・南駿河台・内瀬戸	G-20 ~ G-30 / G-53	13	14	9	7	4	7	7	9	7	11	4	9
志太	G-35 ~ G-39	6	7	4	6	6	1	5	5	1	4	3	1
南新屋・新南新屋・小石川町・東町	G-10 ~ G-11 / G-42 ~ G-43	6	12	4	6	6	1	5	5	1	5	2	1
水上・芙蓉台・緑の丘	G-41 / G-44 ~ G-45	7	12	7	8	10	6	8	11	10	5	2	10
青南町・一里山・三軒屋・光洋台・瀬戸	G-50 ~ G-52 / G-54 ~ G-56	7	11	7	8	10	6	8	11	10	13	7	10
前島	G-1 ~ G-3	9	12	11	12	13	13	13	12	13	5	2	8
田沼・高柳	G-4 ~ G-6 / H-3 ~ H-9	21	21	21	21	23	17	19	19	20	19	16	17
青葉町	G-46 ~ G-47	9	11	11	12	13	13	13	12	13	13	7	8
追分・追分西	G-48 ~ G-49	9	14	11	12	13	13	13	12	13	11	4	8
富士見町・日の出町・駅前・喜多町・青木・瀬戸新屋	G-7 ~ G-9 / G-12 ~ G-19 / G-31 ~ G-34 / G-40	23	24	23	26	26	21	22	25	21	25	22	23
築地・築地上	H-1 ~ H-2	23	24	23	26	26	21	22	25	21	25	22	23
兵太夫・大新島・与左衛門	H-10 ~ H-20	15	17	17	15	18	15	18	17	15	17	10	14
大東町・泉町	I-1 ~ I-4 / I-8	26	26	28	27	24	29	27	22	23	24	21	28
善左衛門・忠兵衛・源助・五平・青洲団地・弥左衛門	I-5 ~ I-7 / I-9 ~ I-12	26	26	28	27	24	29	27	22	23	24	21	28
岡部(1・4・5自治会)	J-1 ~ J-5 / J-18 ~ J-28	27	27	25	29	30	27	26	26	24	27	24	29
岡部(2・3自治会)	J-6 ~ J-17	30	31	29	30	31	28	28	29	27	28	25	31

⑤ 紙類

【2週間に1回(指定の水曜日)】紙類集積所へ **〈祝日収集なし〉**

●分別された種類ごとに、別々の収集車が回収します。

地区 (町内会表記等)	収集日
瀬戸谷全地区 A-1 ~ A-7	4月 7・21 10月 13・27
稲葉全地区 B-1 ~ B-5	5月 12・26 11月 17
葉梨全地区 C-1 ~ C-19	6月 9・23 12月 1・15
広幡全地区 D-1 ~ D-8	7月 7・21 1月 5・19
藤枝全地区 F-1 ~ F-33	8月 4・18 2月 2・16
平島 E-10 ~ E-13	9月 1・15・29 3月 9・23
青島全地区 G-1 ~ G-61	4月 14・28 10月 6・20
高洲全地区 H-1 ~ H-20	5月 19 11月 10・24
大洲全地区 I-1 ~ I-12	6月 2・16・30 12月 8・22
岡部3・5自治会 J-10 ~ J-17 / J-22 ~ J-28	7月 14・28 1月 12・26
	8月 11・25 2月 9
	9月 8・22 3月 2・16・30

確認欄

※裏の表より探して記入しましょう

お住まいの地区は

①燃やすゴミ

月・木 / 火・金

②容器包装プラ/③木くず・剪定枝

月・火・水・木・金

※お住まいの該当箇所に○をつけましょう

各地区における収集時間帯は変動する場合がありますので、ごみは、必ず決められた日の**「午前8時」**までに**「決められた場所」**に出しましょう

※収集後に出されたごみは次回の回収となりますのでご注意ください。

※集積所については各町内会等で管理しています。

排出場所、排出時のルールなどがわからない場合は、環自協委員へ確認してください。

※環自協委員がわからない場合はお問い合わせください。

「3R」を推進していきましょう!!

Reduce [リデュース (発生抑制)]
ごみを減らす・出さないようにする

Reuse [リユース (再利用)]
繰り返し使う

Recycle [リサイクル (再資源化)]
資源として再利用する

藤枝市
“もったいない”
ごみ分別アプリ



令和3年
3月末で
終了します

陶器・ガラスくずの
排出方法が変わります

令和3年4月1日より
別々のコンテナへ
排出をお願いします

現在 陶器・ガラスくず

令和3年4月1日~

陶磁器類 ←→ ガラスくず

“もったいない”都市宣言 ~市民がつくる「環境行動都市・ふじえだ」をめざして~

藤枝市生活環境課 藤枝市岡出山2-15-25 藤枝市役所 南館3階 ☎643-3681(直通)